

## 出産育児一時金の支給額の見直しについて

### 1 出産育児一時金について

健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度をいう。

### 2 改正の趣旨

出産育児一時金については、令和4年12月15日、社会保障審議会医療保険部会において、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされ、今後、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正される予定である。

これを踏まえ、西東京市国民健康保険条例（平成13年条例第115号）に規定する出産育児一時金の支給額を408,000円から488,000円に改正する。

### 3 改正のイメージ

	出産育児一時金支給総額 420,000円		
改正前	産科医療補償 制度掛金(※) 12,000円	出産育児一時金(本来分) 408,000円	80,000円 増額
改正後	産科医療補償 制度掛金(※) 12,000円	出産育児一時金(本来分) 488,000円	
	出産育児一時金支給総額 500,000円		

(※) 産科医療補償制度：分娩に関連して重度脳性麻痺になった児と家族に補償金（総額3,000万円）が支払われる制度で、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営している。当該制度の掛金は、医療保険者が出産育児一時金に上乗せして支給している。

### 4 本市の実績（支給件数）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
154件	130件	122件	115件

### 5 施行期日

令和5年4月1日（令和5年4月1日以降の分娩から適用）